

事務連絡  
平成24年8月31日

都道府県  
指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
核 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（平成24年8月31日）」  
の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（平成24年8月31日）」  
を送付いたしますので、各自治体におかれましては、御了知の上、管内市（区）町村、関  
係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期さ  
れたい。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
評価・基準係 原、中村（3036）

TEL：03-5253-1111

※ 赤字下線部は平成24年6月27日からの修正点。

## 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A

(平成24年8~~6~~月31~~2~~7日)

### 【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	2
(1) 加算の届出等	2
(2) 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算	3
(3) 介護職員等によるたんの吸引等の評価	11
(4) 通所サービス等の送迎加算	13
(5) 地域区分の見直し	15
2. 相談支援	20
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	20
(2) 地域相談支援	20
3. 訪問系サービス	21
(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における共通的事項	21
(2) 居宅介護	22
(3) 重度訪問介護	22
4. 生活介護・施設入所支援・短期入所	23
(1) 生活介護及び施設入所支援における共通的事項	23
(2) 生活介護	23
(3) 施設入所支援	23
(4) 短期入所	27
5. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・宿泊型自立訓練	31
(1) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）	31
(2) 宿泊型自立訓練	35
6. 就労系サービス	37
(1) 就労移行支援	37
(2) 就労継続支援B型	40
7. 障害児支援（含：18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応）	41
(1) 障害児通所支援	41
(2) 障害児入所支援	58

況が異なることから、個別の委託額は委託契約により定めることとして差し支えない。

### 3. 訪問系サービス

#### (1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における共通的事項

(サービス提供責任者の配置基準①)

問 47 サービス提供責任者の配置基準については、「当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上」が追加されたが、サービス提供時間や従業者の員数に応じた配置は従来通り可能か。

(答)

- サービス提供責任者の配置基準のうち、「当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上」は、これまでの配置基準に新たに追加された配置基準であることから、これまでのサービス提供時間や従業者の員数に応じた配置は従来通りの取扱いとなる。

(サービス提供責任者の配置②)

問 48 サービス提供責任者の配置基準の「当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上」について、複数の訪問系サービスの指定を受ける事業所において、以下のような利用者がある場合に置くべきサービス提供責任者の員数はどのように算出するのか。

- ① 複数のサービスを利用する者がいない場合
- ② 複数のサービスを利用する者がいる場合

(答)

- ① 複数のサービスを利用する者がいない場合

【例】

〔居宅介護利用者数：30人  
行動援護利用者数：10人〕の場合

a 実利用者数

居宅介護		行動援護		実利用者数
30人	+	10人	=	40人

b サービス提供責任者の員数

実利用者数		配置基準		サービス提供責任者の員数
40人	÷	40人	=	<u>1人</u>

② 複数のサービスを利用する者がいる場合

【例】

居宅介護利用者数：60人  
行動援護利用者数：30人  
居宅介護と行動援護の両方を利用している利用者数：10人

の場合

a 実利用者数

居宅介護		行動援護		複数サービス利用者数		実利用者数
60人	+	30人	-	10人	=	80人

b サービス提供責任者の員数

実利用者数		配置基準		サービス提供責任者の員数
80人	÷	40人	=	<u>2人</u>

(2) 居宅介護

(家事援助の支給決定)

問 49 家事援助において、30分以上については15分刻みの時間区分となったが、支給決定についても30分以上については15分刻みとするのか。

(答)

○ お見込のとおり。

なお、居宅介護の家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行うこととしたところであるが、支給決定に当たっては、これまで通り一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることに変わりはないものである。

(3) 重度訪問介護

(重度訪問介護における宿泊を伴う外出) (※今回の報酬改定以外)

問 50 重度訪問介護における宿泊を伴う外出については、報酬の算定対象として差し支えないか。

(答)

○ 支給決定時間の範囲内であり、社会通念上適当であると市町村が認めた場合、報酬の算定対象として差し支えない。

なお、外出については、「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る」とされているが、例えば、1泊2日の宿泊を伴う利用の場合、2日間を

別々に報酬算定することとなる。

#### 4. 生活介護・施設入所支援・短期入所

##### (1) 生活介護及び施設入所支援における共通的事項

問 51 行動援護や重度者に対する支援体制を評価する加算の対象者が行動点数「8点以上の者」に拡大されたが、受給者証には行動点数が4月までに記載されることになるのか。また、記載が遅れた場合は遡及してよいのか。

(答)

- 行動点数については、受給者証に記載されるべきものであるが、記載がない場合には、必要に応じて市町村に確認をとるなどの対応を行うこと。また、行動点数の受給者証への記載は、加算等の要件ではないため、加算等の算定要件を満たしている場合には、遡及して加算等を請求することは可能である。

問 52 生活介護等の重度障害者支援加算・人員配置体制加算において、行動援護の対象要件「8点以上」の確認については、必要に応じて市町村に確認をとるなどの対応を行うとのことであるが、事業者が確認するのか、それとも本人が確認するのか。

(答)

- 受給者証で確認するか、受給者証で確認できない場合等は、必要に応じて、事業者が市町村に対し確認をとること。

##### (2) 生活介護

問 53 生活介護の延長支援加算と開所時間減算について、運営規程には4時間以上の開所時間を定めている事業所が何らかの原因でその日4時間未満の開所時間になった場合は、減算となるのか。

(答)

- 運営規程における営業時間のみに着目しているため、たまたま4時間未満になった場合については、減算の対象にはならない。

##### (3) 施設入所支援

問 54 重度障害者支援加算(Ⅱ)については、平成24年度改定において、対象者が行動関連項目の合計が15点以上から8点以上へ引き下げられたが、その具体的な取扱いについて示されたい。